

麻薬診療施設と併設の介護医療院における麻薬の処方について

県内において麻薬診療施設と併設している介護医療院での麻薬処方に関して、麻薬及び向精神薬取締法(以下、麻向法)の違反事例が発生しました。下記のとおりご注意いただきたい点についてまとめましたので、皆様の業務にお役立ていただければ幸いです。

記

1. 事例概要

麻薬診療施設(以下、A病院)と併設する介護医療院(以下、B施設)に麻薬を使用している患者が入院した。入院後、麻薬処方が必要となったため、A病院の麻薬施用者がA病院にて管理されている麻薬を院内処方した。その後、患者が退院となり不要となった麻薬をB施設からA病院へと譲り渡し、A病院において調剤済廃棄および再利用が行われた。

2. 注意点

- (ア) 麻薬診療施設である病院と、その併設の介護医療院は、同一建物内であっても、麻向法における麻薬業務所としては別の施設と判断されること。(麻薬等質疑応答集Q27)
- (イ) 麻薬診療施設間においては麻薬の譲渡、及び譲受はできないこと。(麻向法第24条及び第27条)
- (ウ) 麻薬施用者は勤務する麻薬診療施設において麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)が管理する麻薬でなければ施用または施用のために交付することはできないこと。(麻向法第33条第3項)

3. 今回の事例の対処策

- (ア) B施設を麻薬業務所とし、院内処方する。
ただし、A病院の麻薬金庫とは別にB施設用の麻薬金庫を設置し、麻薬管理者(隣接する場合には兼任可)を定め、A病院の麻薬とB病院の麻薬が混ざらないように管理する必要がある。
- (イ) B施設の患者にA病院を外来受診させ、麻薬を院外処方する。

以上